

○松田町古民家の設置及び管理に関する条例施行規則

(平成30年10月11日規則第15号)

(趣旨)

第1条 この規則は、松田町古民家の設置及び管理に関する条例（平成30年松田町条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 松田町古民家（以下「古民家」という。）は無休とする。ただし、町長が必要と認めるときは、休館にすることができる。

(利用時間)

第3条 古民家の1泊の利用時間は、利用開始日の正午から利用開始日翌日の正午までの範囲内とする。

2 古民家の休憩の利用時間は、利用開始日の午前9時から午後9時までの範囲内とする。

3 前2項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

(利用の許可の申請)

第4条 条例第4条の規定により、古民家の利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ利用許可申請書（第1号様式）を町長に提出し、その利用の許可を受けなければならない。ただし、町長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 町長は、条例第4条の許可をしたときは、利用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

(減免)

第5条 条例第9条若しくは条例第13条第4項の規定による減額又は免除は、次の各号に掲げる者が利用する場合において、該当する手帳の提示等により、条例第8条に規定する使用料の額又は条例第13条第2項に規定する利用料金の額の50%以内の範囲で減額する。ただし、その他町長が特に減額又は免除する必要があると認める場合については、別に定めるところにより、条例第8条に規定する使用料の額若しくは条例第13条第2項に規定する利用料金の額を減額又は免除することができる。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者厚生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 前3号に該当する者に現に付き添って介護をしている者（該当する者1人につき、付き添って介護をしている者が2人以上いる場合は、1人に限る。）

(料金)

第6条 古民家の管理を条例第12条に規定する指定管理者が行う場合において、古民家内の実食及び直売その他サービスの料金の額は、材料費等実費その他を勘案した額とし、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

(遵守事項)

第7条 古民家を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用目的以外の目的に施設等を利用しないこと。
- (2) 許可なく動物又は危険な物品等を持ち込まないこと。
- (3) 許可なく火気を使用しないこと。
- (4) 騒音、怒声等を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 町長の指示に従うこと。

(原状回復義務)

第8条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに施設等を原状に回復し、町長の点検を受けなければならない。

(指定管理者の管理に係る読替え)

第9条 古民家の管理を条例第12条に規定する指定管理者が行う場合においては、第2条、第3条第3項、第4条、第7条第5号及び第8条中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年3月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

[別紙参照]

第2号様式(第4条関係)

[別紙参照]